

「エシカル消費」実践の普及啓発に向けた動画等制作業務委託 提案募集要項

1 目的

この要項は、「エシカル消費」実践の普及啓発に向けた動画等制作業務委託を行うに当たり、受託事業者をプロポーザル方式により選定する手続について、必要事項を定めるものです。

2 業務の概要

(1) 業務名

「エシカル消費」実践の普及啓発に係る動画等制作業務委託

(2) 委託内容

別添の仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約の日から令和3年3月31日まで

3 見積限度額

金1,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※上記金額には、委託業務の実施に係る全ての費用を含む。

4 応募資格

受託候補者は、次の要件を全て満たしている者とします。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 京都市内に事務所を有するか、京都市内を活動の拠点としていること。
- (3) 自らが提案した企画内容を自らが遂行するのに必要な運営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (5) 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- (6) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (7) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと。

5 参加表明書、企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和3年1月26日（火）午後5時（必着）

(2) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）※持参の場合は、事前に連絡すること。

(3) 提出書類

ア 参加表明書〈7部（原本1部及び複写6部）〉【第1号様式】

イ 企画提案書〈7部〉【任意様式】

以下の各点について記載すること。

① 映像の企画提案

映像の企画（タイトル，趣旨，コンセプト，シナリオ，デザイン，音楽・効果音等）や取材方法（撮影方法，内容，動画・写真等の映像資料の入手方法等），その他の工夫等の提案。

※ シナリオ，デザイン等を含む全体構成について，それぞれ絵コンテを用いて示すこと。（記載内容は記載例を参照）

② 広報の企画提案

インターネット（SNS等）を活用した広報手法やインターネットで配信した映像の視聴数を増やす手法，その他の工夫等の提案。

③ 制作に係る実施体制及びスケジュール

④ 過去5年間の同種・類似業務の実績

同業務を実施するために要した費用や期間・スケジュール等についても記載すること。

ウ イ④に係る映像データ（DVD）〈1部〉

※ ただし，インターネットで閲覧可能な場合，企画提案書にそのURLを記載することで，省略できる。

エ 見積書及び経費内訳書〈1部〉

経費内訳書において，積算根拠を詳細に明示すること。また，住所（法人にあっては主たる事務所の所在地），商号及び氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入したうえで，代表者印を押印すること。

オ 会社又は団体の概要〈1部〉

名称（代表者名），設立年月日，資本金，従業員数，住所，電話番号，主な取引先，担当者名等を記載したもの。

(4) 提出場所

京都市 文化市民局 くらし安全推進部 消費生活総合センター（担当：川田，清水）
〒604-8186 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
TEL：075-256-1110 FAX：075-256-0801

6 提案募集に関する質問について

本件募集内容について質疑がある場合は，質問書（様式自由）により，電子メールで次のメールアドレスに送付してください。

【メールアドレス】 soudan@city.kyoto.lg.jp

【質問の受付期限】 令和3年1月19日（火）午後5時

7 受託事業者の選定方法及び結果の通知について

提出書類を基に，プレゼンテーションを行っていただき，最も高い評価を得た提案を行った者を，受託候補者として選定します。

なお、参加事業者が1事業者であった場合も、プレゼンテーションを実施し、企画提案内容を審査のうえ、選定します。

(1) プレゼンテーション

企画提案書等に基づき、次のとおりプレゼンテーションを実施します。

ア 日時 令和3年1月下旬～2月上旬頃

イ 場所 京都市消費生活総合センター

ウ 時間 1事業者当たり20分～30分程度

(プレゼンテーション15分～20分、質疑応答10分程度を想定)

エ 内容 企画提案書等に基づき、自社が優れている点についてプレゼンテーションを行い、必要に応じて、京都市から質疑を行う。

オ 出席者 3名までとし、本委託業務に直接携わる者が説明すること。

カ その他 詳細は別途通知する。

(2) 審査

審査は、以下の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。ただし、同点の場合は、市内中小企業等に該当し、なおかつ評価基準「映像の企画提案内容」の評点が高いものを上位とします。

なお、各項目の合計点が60点を下回るときは、参加事業者が1事業者のみの場合であっても、受託候補者として選定しません。

評価基準	評価のポイント
映像の企画提案内容 (60点)	<ul style="list-style-type: none">・「エシカル消費」の内容及び普及促進の重要性について理解したうえで、消費者の実践につなげやすい的確な企画提案であるか。・幅広い層の方が興味を持ち、印象に残る企画となっているか。・提案の映像制作に向けて、効果的な取材方法（撮影方法、内容、動画・写真等映像資料の入手方法等）が提案されているか。・京都市政及び委託業務の目的について十分理解したうえでの企画提案となっているか。
広報の企画提案 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・より多くの方に映像を見ていただけるよう、インターネット（SNS等）を活用した広報手法やインターネットで配信した映像の視聴数を増やす手法、その他の工夫等の提案について効果的な提案となっているか。
実施体制 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・仕様書に定められた業務を安定的に実施することができる実施体制か。
業務実績 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・これまでに本業務の実施に類似あるいは関連する業務を実施した実績があるか。
見積金額 (10点)	<ul style="list-style-type: none">・10点×（全受託候補者の中の最低提案価格）／（受託候補者の提案価格）。 ※ 小数点以下は切捨て。

(3) 通知

京都市は、前述の審査後、全ての参加事業者に対し、速やかに文書で順位を通知します。

なお、選定結果についての異議申立ては受け付けません。

(4) 問合せ

通知を受けた者から問合せがあった場合は、次に掲げる項目を回答します。

- ア 当該受託候補者の合計点
- イ 第一受託候補者名及びその他の受託候補者名
- ウ 第一受託候補者の合計点

(5) 選定結果の公表

受託候補者の選定後、選定の結果、参加事業者及び評価点その他の契約の相手方を選定した理由が分かる情報を公表します。

8 選定後の手続

第一受託候補者と契約協議を行い、詳細な業務内容の確認及びその他の受託条件について、合意に達した後に委託契約を締結します。

ただし、第一受託候補者と契約条件について合意に達しなかったときは、第二順位の受託候補者と契約協議を行います。

9 その他留意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は返却しません。
- (3) 提出期限以降における提出書類の差替え及び再提出は、明らかな誤字脱字等により本市の承諾を得た場合のほかは認めません。
- (4) 見積書に記載された金額が委託料上限額を超えた場合は、失格となります。
- (5) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となる場合があります。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、その書類を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル及び京都市競争入札等取扱要綱に規定される競争入札への参加を停止する場合があります。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合があります。
- (7) 本業務の受託によって、本業務に関連する業務委託等を優先的に受託できることはありません。また、関連する業務委託の受託資格に影響を及ぼすこともありません。